（証券コード　2301）
2024年１月11日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町一丁目１番３号
株式会社学情 GAKUJO
代表取締役社長 中 井 大 志

第46期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://company.gakujo.ne.jp/ir/stock/meeting/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/2301/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「学情」または「コード」に当社証券コード「2301」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年１月25日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2024年１月26日（金曜日）　　午前10時

２．場　　所　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
　　学情梅田コンパス10階　コンパスホール

３．目的事項

報告事項　　第46期（2022年11月１日から2023年10月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案および第２号議案＞

第１号議案　剰余金の配当（第46期期末配当）の件

第２号議案　定款一部変更の件

＜株主提案（第３号議案から第９号議案まで）＞

第３号議案　取締役１名解任の件

第４号議案　定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

第５号議案　自己株式の取得の件

第６号議案　剰余金の処分の件

第７号議案　定款一部変更（資本コストの開示）の件

第８号議案　定款一部変更（自己株式の消却）の件

第９号議案　自己株式の消却の件

株主提案（第３号議案から第９号議案まで）に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

４．議決権行使にあたっての注意事項

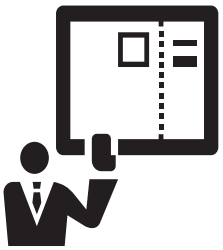
各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年１月25日（木曜日）
午後６時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年１月25日（木曜日）
午後６時到着分まで



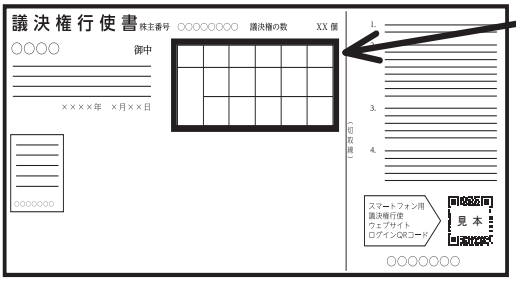
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年１月26日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

【会社提案】

第１、第２号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

【株主提案】

第３～第９号議案

- 株主提案に反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 株主提案に賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案のいずれの議案にも反対しております。

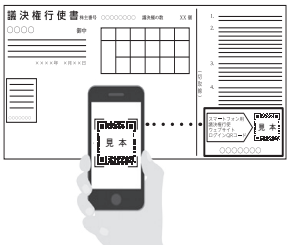
インターネットおよび書面（郵送）等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は１回に限り可能です。

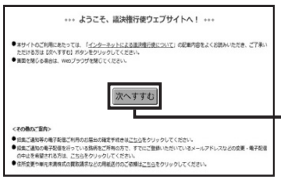
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

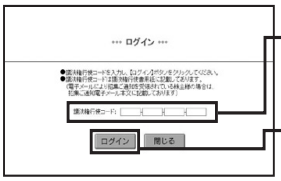
議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事　業　報　告

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度（2022年11月１日～2023年10月31日）における国内人材ビジネス市場は、構造的な人手不足により、特に若手の人材需要が拡大しています。また2023年５月に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19)の感染症法上の分類が５類に移行し、インバウンドの増加など小売業、旅行・観光業の急激な回復が見られます。不安定な世界情勢や、資源価格の高騰に端を発する物価上昇、欧米の金融政策などによる景気後退懸念が国内にもたらす影響を注視すべき状況が続いていますが、総じて人材の流動性、それに伴う人材需要は、特に若手人材を中心に今後も拡大していくと見通しています。

このような市場環境において、当社におきましては、20代向け転職サイト「Ｒｅ就活」が、「20代が選ぶ20代向け転職サイト」５年連続No.１を獲得するなど、20代から支持されていることが奏功し、拡大する若手人材採用ニーズを的確にとらえ、好調に推移いたしました。その結果、当事業年度の売上高は87億84百万円（前期比129.7％）、経常利益は25億63百万円（前期比125.7％）となりました。

なお、主たる事業である「就職情報事業」につきましては、次のとおりであります。

当事業年度における経験者採用（中途採用）市場では、生産年齢人口の減少により人材需要が拡大していることに加え、旅行・観光業や飲食サービス業などを中心としたインバウンド需要の急回復、DX化の更なる加速によるIT人材の需要拡大など、幅広い業界で若手人材採用ニーズが高止まりしています。また、若い世代を中心に、「転職を通じてキャリアを形成すること」「20代で転職に挑戦すること」への関心が高まり、雇用の流動化が進んでいます。当社の基幹Webメディアである「Ｒｅ就活」は、企業のリアル（雰囲気や社員の声）を伝える動画や、選考前に相互理解を深める「カジュアル面談」機能を投入するなど、20代が情報収集しやすいサービスに日々アップデートを行っていることが支持され、新規会員登録者数は2022年11月以降、12か月連続で前年を上回りました。登録者数の増加は、求人企業の応募数増加につながり、効果が更に向上しました。その結果、「Ｒｅ就活」の売上高は18億83百万円（前期比143.9％）となりました。

また、基幹Webメディア「Ｒｅ就活」の登録者数の増加は、合同企業セミナー「転職博」や、エージェントサービス「Ｒｅ就活エージェント」、ITエンジニア経験者採用特化サイト「Ｒｅ就活テック」の効果性向上に波及しています。多くのメディアを通して、求職者と企業のより良いマッチングを創出し、「採用」という成果を実感いただくことで、さらに引き合いが増加するという好循環サイクルに入ることができています。

新卒採用市場では、2024年３月卒業予定学生の採用ニーズは依然として高く、学生が優位な売り手市場が続いています。そのような中、2025年３月卒業予定者から、インターンシップと採用の連携が可能になるなど、学生、企業ともに早期化の動きが加速しています。新卒採用サイト「あさがくナビ」においても、インターンシップやオープン・カンパニー広報のための掲載が増加しています。「あさがくナビ」は、２年連続でオリコン顧客満足度(R)調査 学生満足度No.１（※2022年～2023年 オリコン顧客満足度(R)調査 逆求人型就活サービス 就活支援コンテンツ 第１位）を獲得しました。就活支援コンテンツなど学生に役立つ情報の発信を強化している他、動画コンテンツやダイレクトスカウト機能を拡充させたことが奏功し、学生、企業の価値あるマッチングを実現しています。その結果、「あさがくナビ」の売上高は17億48百万円（前期比125.2%）となりました。

「イベント（転職博・就職博など）」に関しましては、2023年５月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が５類に移行し人流が回復していることや、採用難易度が更に高まっていることを受け、リアルイベントで直接面談したいというニーズが拡大しました。ニーズに対応するべく、会場の拡張や出展枠を増やした結果、売上高は26億10百万円（前期比135.0%）となりました。

「エージェント（人材紹介）」に関しましては、採用難易度が上がる中、求人広告と人材紹介を併用し様々なチャネルから採用したいというニーズが高まっています。当社ではかねてより、キャリアアドバイザーを増員している効果や、前述のとおり好調な「Ｒｅ就活」の相乗効果が掛け合わさり、売上高は６億39百万円（前期比160.7%）となりました。

以上の結果、当事業年度における就職情報事業全体の売上高は85億26百万円（前期比130.9%）となりました。

引き続き、当社では、「20代通年採用」支援のプラットフォームである「Ｒｅ就活」「あさがくナビ」を中心としたWeb関連商品の成長強化を図るとともに、“テクノロジーを駆使したリアルの追求”をテーマに新規事業・新商品への積極的なチャレンジも継続します。特に経験者採用（中途採用）市場の事業を強化し、多様化する企業の採用ニーズに応えていきます。若手求職者、企業双方から支持されるメディアを展開し、更なる業績拡大を実現してまいります。

部門別売上高および構成比は、次のとおりであります。

区　　分	売上高（百万円）	構成比（%）	前事業年度比(%)
就職情報事業	8,526	97.1	130.9
その他	258	2.9	99.0
合計	8,784	100.0	129.7

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、総額３億８百万円となりました。その主なものは、自社利用のソフトウェア２億70百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 43 期 (2020年10月期)	第 44 期 (2021年10月期)	第 45 期 (2022年10月期)	第 46 期(当期) (2023年10月期)
売上高(百万円)	5,720	6,222	6,773	8,784
経常利益(百万円)	1,372	2,014	2,038	2,563
当期純利益(百万円)	927	1,383	1,396	1,753
１株当たり当期純利益(円)	64.29	97.64	99.35	125.74
総資産(百万円)	11,967	13,434	13,810	15,605
純資産(百万円)	10,961	11,913	12,232	13,265

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第45期の期首から適用しており、第45期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

当社は、親会社および子会社について、事業年度を通じて有しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主たる事業領域は、経験者採用（中途採用）事業および新卒採用事業の「採用支援事業」全般並びに公的機関からの雇用対策事業の受託事業であります。

当社が、今後、更なる成長を継続していくためには、経験者採用（中途採用）市場における売上拡大が必要不可欠であると認識しております。そのためには、20代向け転職サイト5年連続Ｎｏ．１の「Ｒｅ就活」を中心に合同企業セミナー「転職博」や、エージェントサービス「Ｒｅ就活エージェント」の連携強化、ブラッシュアップを図りながら伸長させていくことに加えて、ITエンジニア経験者採用特化サイト「Ｒｅ就活テック」のように、採用需要の拡大が見込まれる領域で展開する「Ｒｅ就活」の特化型サービスの開発に注力してまいります。

また、新卒採用事業においても、12年目に入った株式会社朝日新聞社・株式会社朝日学生新聞社との提携効果を向上させるのはもちろんのこと、高まるインターンシップに対する企業ニーズを捉え、新卒採用サイト「あさがくナビ」において、就活支援コンテンツなど学生に役立つ情報の発信を強化、動画コンテンツやダイレクトスカウト機能といった学生から支持される機能を拡充させてまいります。

今後も求職者と企業の価値あるマッチングを実現していくために、双方のニーズを捉えた新商品の開発に注力し、業績の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

インターネットによる就職情報サイト「Ｒｅ就活（20代若手社会人対象）」・「あさがくナビ（朝日学情ナビ・新卒対象）」の企画・運営、合同企業セミナー「就職博」等の企画・運営、人材紹介事業、採用活動全般のコンサルティング業務、人材採用関連全般におけるアウトソーシング業務、他

(6) 主要な事業所

本　　社	東京都千代田区有楽町一丁目１番３号
大阪本社	大阪市北区
名古屋支社	名古屋市中区
京都支社	京都市下京区
福岡支社	福岡市博多区

(7) 使用人の状況

使用人数(前事業年度末比)	平均年齢	平均勤続年数
336名（53名増）	30歳８ヵ月	６年６ヵ月

（注）上記使用人数には嘱託、契約およびパート社員（12名）を含んでおり、派遣社員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　50,240,000株

(2) 発行済株式の総数　　15,560,000株

(3) 株主数　　7,097名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社アンビシャス	2,264,200	16.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,096,000	7.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	811,700	5.81
株式会社朝日新聞社	778,000	5.57
株式会社朝日学生新聞社	778,000	5.57
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	577,100	4.13
中井大志	434,800	3.11
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフアイーエイシー	434,274	3.11
学情社員持株会	423,300	3.03
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	323,400	2.32

（注）持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,000株	2名

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年10月31日現在)

名称		第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		2014年12月８日	2016年12月５日
新株予約権の数		100個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　10,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　10,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		2015年１月23日から 2035年１月22日まで	2017年１月20日から 2037年１月19日まで
行使の条件		（注１）	（注２）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　1名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　1名

（注１）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が2034年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2034年11月１日から2035年１月22日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

（注２）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が2036年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2036年11月１日から2037年１月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の

休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2023年10月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中井 清和	全般
代表取締役社長	中井 大志	全般
取締役	乾 真一朗	コーポレート本部・メディアビジネス本部担当
取締役	辻内 章	辻内公認会計士事務所所長 積水樹脂株式会社社外監査役（非常勤） 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）
取締役	笹川 祐子	株式会社イマジンネクスト 代表取締役社長 株式会社カネカ社外取締役（非常勤）
取締役	外園 周二	株式会社朝日新聞社 代表室主査
監査役（常勤）	村越 誓一	
監査役	堀 清	弁護士
監査役	前 義信	税理士

（注）1．取締役辻内章氏、笹川祐子氏および外園周二氏は、社外取締役であります。

2．監査役堀清氏および前義信氏は、社外監査役であります。

3．社外取締役辻内章氏は、公認会計士として企業会計について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．社外監査役前義信氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

①2023年１月27日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役片山信人氏

は任期満了により退任いたしました。
②2023年１月27日開催の第45期定時株主総会において、乾真一朗氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
③2023年１月27日開催の第45期定時株主総会において、外園周二氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
６．当社は辻内章氏、笹川祐子氏および外園周二氏、堀清氏および前義信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額の合計額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役および管理職従業員。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の取締役、監査役および管理職従業員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保険会社が填補するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年６月より指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬諮問委員会での見直しの検討、答申を経て取締役会にて決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮して、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬としての基本報酬および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ｂ．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と年１回の役員賞与とし、役位、職責に応じて、当社の業績、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。社外取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社と規模の近い会社の報酬水準を勘案して決定するものとする。

ｃ．非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件決定に関する方針を含む)

業務執行取締役の非金銭報酬としての株式報酬は譲渡制限付株式報酬とし、中長期的な企業価値の向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株主総会で決定した報酬限度額の範囲内で、毎年、一定の時期に支給する。

d．金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬額に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会は株主総会で決定した各報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬および株式報酬の個人別の配分等については、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外取締役が構成する「指名・報酬諮問委員会」において審議を行い、同委員会の答申に基づき、これらを独立社外取締役および監査役も出席する取締役会で審議し決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	116,376 (3,704)	105,504 (3,704)	－ (－)	10,872 (－)	6名 （2名）
監　査　役 （うち社外監査役）	12,640 (3,340)	12,640 (3,340)	－ (－)	－ (－)	3名 （2名）
合　　計 （うち社外役員）	129,016 (7,044)	118,144 (7,044)	－ (－)	10,872 (－)	9名 （4名）

（注）1．取締役の支給人員には、2023年１月27日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含み、無報酬の取締役１名（うち社外取締役１名）を除いております。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

4．取締役の金銭報酬の額は、2001年１月26日開催の第23期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）です。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、2018年１月26日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、中長期的な企業価値の向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入しております。当該報酬額は、年額30,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、３名です。

5．監査役の金銭報酬の額は、2001年１月26日開催の第23期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役辻内章氏は、辻内公認会計士事務所所長、積水樹脂株式会社社外監査役（非常勤）および株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役笹川祐子氏は、株式会社イマジンネクスト代表取締役社長、および株式会社カネカ社外取締役(非常勤)であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役外園周二氏は、株式会社朝日新聞社代表室主査であります。当社と兼職先との間では、2013年１月に資本業務提携を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	主な活動状況
取締役　辻　内　　章	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席いたしました。有限責任監査法人トーマツに長年勤務され、様々な企業の監査業務を豊富に経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降に開催された委員会３回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役　笹 川　　祐 子	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席いたしました。株式会社イマジンプラスおよび株式会社イマジンネクストの設立・代表取締役社長を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降に開催された委員会３回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役　外 園　　周 二	当社社外取締役に就任した2023年1月27日以降に開催された取締役会の10回の全てに出席いたしました。株式会社朝日新聞社の代表室勤務や地方総局長等を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　堀　　清	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　前　　義　信	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,900千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制について、2015年10月13日開催の取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議いたしております。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識し、制度・体制を整備する。

(1) 取締役・使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、法令等を遵守するのはもとより、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。

(2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。

(3) 取締役会には社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加し、コンプライアンスガイドライン、取締役会規程、職務権限規程等に基づき、内部統制システムの構築・運用状況を含めた取締役の職務執行を監査、チェックする。

(4) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、解決のため、弁護士事務所と連携した「内部通報制度」を導入し運用するとともに、コンプライアンス委員会を取締役会の直下に設置し、法令（行政上の通達・指針等を含む）、当社における定款や各種規則、取引に関わる契約・約款その他当社に対する社会的な信頼を確保します。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、業務報告会議、その他重要な会議における意思決定に係る情報や、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる状態を維持する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備しリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

(1) 個人情報保護関連のリスクについて、コンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）を踏まえた個人情報保護に係る規程の制定をはじめとした「プライバシーマーク」を取得、取締役・使用人への教育・研修及び管理体制を確立する。

(2) 重大な危機や緊急事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切に対応する体制をとる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定時取締役会を月一回開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、都度議論・審議を行い、重要事項の決定を行う。

(2) 各部署の経営数値の進捗状況やその他の情報及び問題点を共有し、速やかに適正な対処・修正を行うため、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議を開催、そのうち月一回は月間業務報告会議を開催、迅速かつ効率的に職務執行を行う体制をとる。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在親会社及び子会社等はないが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置する。また当該使用人の人事について、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役・使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程やその内容、職務執行の状況を把握するため、業務報告会議等重要な会議に参加するとともに、各部署への実査及び部署責任者への聞き取り等を行い、稟議書その他重要な文書を閲覧し必要に応じて当社の取締役・使用人にその説明を求めることとする。その場合、取締役・使用人は都度、遅滞なく報告する。

(2) 当社は、取締役・使用人が法令等の違反行為等当社に著しい損害を与える可能性のある事実について発見した時は、速やかに監査役または監査役会に報告する体制を整備する。

(3) 当社は、監査役または監査役会に報告した取締役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を取締役・使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役とは月一回の取締役会において定期的に意見を交換し、その他監査役と定期的に会合を持つことで対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換する。

(2) 監査役は内部監査室と緊密に連携し、併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図る。

(3) 監査役は会計監査人及びコーポレート本部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

(4) 当社は、監査役がその職務執行において、当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をした時には、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

（上記内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要）

（１）取締役の職務執行体制

社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加する月一回の定時取締役会において、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。また、迅速・適正な対処を求められる事項については、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議（そのうち月一回は月間業務報告会議）を開催し、迅速かつ効率的に職務を執行いたしました。

（２）リスク管理体制

想定される様々なリスクのうち、当社の経営に与える影響の大きさから特に重要な個人情報保護関連のリスクについて、「プライバシーマーク」の適切な運用を軸に、使用人への様々な教育プログラムや研修を実施し、その管理・運用体制について取締役及び監査役と共有しました。

また、都度発生する諸問題については、部署担当役員の主導のもと、早期に発見・対処することにより、問題の顕在化防止、影響の最小化に取り組みました。

（３）監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や業務報告会議等において取締役の業務執行を監査する他、社内の様々な会議への積極的な参加や、内部監査を行う内部監査室との連携、代表取締役社長をはじめとする取締役との定期的な面談を通じて現場レベルでの業務運用状況の把握に努め、問題点や課題を早期に発見し、取締役と緊密な情報・意見交換を実施いたしました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,626,734**	**流動負債**	**2,104,145**
現金及び預金	4,382,812	買掛金	353,441
受取手形	6,501	未払金	416,491
売掛金及び契約資産	1,742,742	未払費用	46,701
有価証券	300,599	未払法人税等	556,065
未成制作費	15,413	未払消費税等	158,235
前払費用	92,678	契約負債	242,271
その他	86,543	預り金	10,750
貸倒引当金	△557	前受収益	3,189
固定資産	**8,979,080**	賞与引当金	290,000
有形固定資産	**847,505**	役員賞与引当金	27,000
建物	293,103	**固定負債**	**236,386**
構築物	246	長期未払金	217,800
機械及び装置	1,942	長期預り保証金	18,586
工具、器具及び備品	25,757	**負債合計**	**2,340,531**
土地	526,457	(純資産の部)	
無形固定資産	**486,364**	**株主資本**	**13,427,717**
ソフトウェア	456,252	資本金	1,500,000
ソフトウェア仮勘定	23,606	資本剰余金	3,362,656
電話加入権	6,505	資本準備金	817,100
投資その他の資産	**7,645,210**	その他資本剰余金	2,545,556
長期預金	1,000,000	利益剰余金	10,360,309
投資有価証券	5,926,873	利益準備金	8,455
長期前払費用	27,908	その他利益剰余金	10,351,854
繰延税金資産	326,239	別途積立金	1,800,000
差入保証金	226,455	繰越利益剰余金	8,551,854
保険積立金	137,734	自己株式	△1,795,248
その他	6,500	**評価・換算差額等**	**△180,513**
貸倒引当金	△6,500	その他有価証券評価差額金	△180,513
		新株予約権	**18,080**
		純資産合計	**13,265,283**
資産合計	**15,605,815**	**負債純資産合計**	**15,605,815**

損　益　計　算　書

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,784,768
売上原価		2,916,813
売上総利益		**5,867,954**
販売費及び一般管理費		3,557,467
営業利益		**2,310,487**
営業外収益		
受取利息	879	
有価証券利息	143,330	
受取配当金	17,314	
投資有価証券売却益	76,186	
受取家賃	39,845	
その他	6,470	284,026
営業外費用		
不動産賃貸原価	7,913	
投資有価証券売却損	5,370	
保険解約損	3,311	
投資事業組合運用損	12,258	
投資有価証券評価損	1,677	
その他	918	31,450
経常利益		**2,563,063**
税引前当期純利益		**2,563,063**
法人税、住民税及び事業税	848,849	
法人税等調整額	△39,185	809,663
当期純利益		**1,753,399**

株主資本等変動計算書

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年11月１日残高	1,500,000	817,100	2,535,225	8,455	1,800,000	7,481,276	△1,837,518	12,304,538
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△682,821		△682,821
当期純利益						1,753,399		1,753,399
自己株式の処分			10,331				42,270	52,601
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	10,331	－	－	1,070,578	42,270	1,123,179
2023年10月31日残高	1,500,000	817,100	2,545,556	8,455	1,800,000	8,551,854	△1,795,248	13,427,717

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2022年11月１日残高	△102,803	△102,803	30,736	12,232,470
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△682,821
当期純利益				1,753,399
自己株式の処分				52,601
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△77,710	△77,710	△12,656	△90,366
事業年度中の変動額合計	△77,710	△77,710	△12,656	1,032,813
2023年10月31日残高	△180,513	△180,513	18,080	13,265,283

注記事項

（重要な会計方針に係る事項）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

⑴ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

⑵ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、及び、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。

⑵ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、下記ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社は就職情報事業を主たる事業としており、新卒学生並びに20代求職者に企業ＰＲ・情報提供サービス業務、人材紹介業務、各種採用コンサルティング業務等を行っております。

そのうちＷｅｂ関連商品である「Ｒｅ就活」や「あさがくナビ」等の掲載プランに関する売上については、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。就職博等のイベントや人材紹介業務、新卒採用個別品等につきましては、履行義務が一時点で充足する取引であり、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する広告掲載に関する取引や提携先企業の商品を顧客に提供する取引等は、純額で収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	1,015,633千円
契約資産	727,109千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　431,298千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	－	－	15,560,000
合計	15,560,000	－	－	15,560,000
自己株式				
普通株式	1,635,647	－	37,620	1,598,027
合計	1,635,647	－	37,620	1,598,027

（注）自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の減少23,600株、ストックオプションの権利行使に伴う処分による減少14,000株および単元未満株式の買い増し請求による減少20株によるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年１月27日定時株主総会	普通株式	348,108	25	2022年10月31日	2023年１月30日
2023年６月12日取締役会	普通株式	334,712	24	2023年４月30日	2023年７月３日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年１月26日定時株主総会	普通株式	376,973	利益剰余金	27	2023年10月31日	2024年１月29日

3．新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　20,000株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して定期預金及び債券にて運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資の運用のために保有する債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。長期預金は満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

①信用リスク（取引先の倒産等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署であるコーポレート本部財務・経理部が資金計画を作成、適時更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額58,428千円）は、「その他有価証券」に含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,169,043千円	6,169,043千円	－
長期預金	1,000,000千円	1,000,000千円	－
資産合計	7,169,043千円	7,169,043千円	－

（注）金銭債権及び満期がある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,382,812千円	－	－	－
売掛金及び契約資産	1,742,742千円	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000千円	3,378,432千円	1,300,000千円	249,510千円
長期預金	－	－	1,000,000千円	－
合計	6,425,555千円	3,378,432千円	2,300,000千円	249,510千円

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	46,513千円	－	－	46,513千円
債券	－	4,489,905千円	299,714千円	4,789,619千円
投資信託	－	1,332,909千円	－	1,332,909千円
資産計	46,513千円	5,822,815千円	299,714千円	6,169,043千円

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期預金	－	1,000,000千円	－	1,000,000千円
資産計	－	1,000,000千円	－	1,000,000千円

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。

活発な市場で取引されている上場株式や債券は、その時価をレベル１の時価に分類しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない債券は、その時価をレベル２の時価に分類しており、クレジットスプレッド等の観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル３に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

長期預金

元利金の合計金額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

取引先金融機関等から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	有価証券及び投資有価証券
期首残高	－
当期の損益又は評価・換算差額等	
損益に計上	－
その他有価証券評価差額金	△285千円
購入、売却、発行及び決済の純額	300,000千円
レベル３の時価への振替	－
レベル３の時価からの振替	－
期末残高	299,714千円
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益	－

③時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価のものは、全て第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当事項はありません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪本社建物を自社で使用するとともに、一部を他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。2023年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31,932千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
228,881千円	△30,115千円	198,765千円	318,772千円

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．当事業年度増減額は、主に減価償却によるものであります。
3．当事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	66,646千円
賞与引当金	88,740千円
未払事業税	30,195千円
未払費用	13,311千円
その他有価証券評価差額金	79,592千円
株式報酬費用	28,040千円
その他	19,713千円
合計	326,239千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割等	0.3%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.6%

（収益認識に関する注記）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	就職情報事業	その他	合計
新卒採用集合品	4,358,389千円	－	4,358,389千円
（就職博）	(2,610,200千円)	－	(2,610,200千円)
（あさがくナビ）	(1,748,189千円)	－	(1,748,189千円)
新卒採用個別品	1,594,338千円	－	1,594,338千円
中途採用商品	2,573,752千円	－	2,573,752千円
（Ｒｅ就活）	(1,883,439千円)	－	(1,883,439千円)
（人材紹介）	(639,976千円)	－	(639,976千円)
（Ｒｅ就活テック）	(50,336千円)	－	(50,336千円)
その他	－	258,287千円	258,287千円
顧客との契約から生じる収益	8,526,480千円	258,287千円	8,784,768千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「（重要な会計方針に係る事項）　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
（１）契約資産および契約負債の残高等
契約資産は、顧客との契約において主に公的分野商品等にて認識したものであり、顧客との契約等に基づき履行義務を充足するに従い認識した収益のうち、期末日時点で顧客に未請求のものであります。契約資産の残高は、「（貸借対照表に関する注記）」に記載のとおりであります。
契約負債は、主に就職情報事業の各契約に基づき認識した顧客からの前受金であります。契約負債の残高は、貸借対照表に記載のとおりであります。
（２）残存履行義務に配分した取引価格
残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、当初の予想期間が１年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	948円81銭
１株当たり当期純利益	125円74銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	125円52銭

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年12月21日

株式会社　学 情
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岡　本　健　一　郎
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山　岸　　康　徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社学情の2022年11月１日から2023年10月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年11月１日から2023年10月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月22日

株式会社学情 監査役会

常勤監査役 村 越 誓 一 ㊞

監 査 役 堀 清 ㊞

監 査 役 前 義 信 ㊞

(注) 監査役 堀 清及び前 義信は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項
＜会社提案（第１号議案および第２号議案）＞

第１号議案　剰余金の配当（第46期期末配当）の件

当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な新規事業開発、人材育成などの事業拡大・事業開発投資を最優先とし、内部留保を確保いたします。成長のための内部留保を確保したあとの余剰資金につきましては、キャッシュ・フローの状態を勘案のうえ、可能な限り株主の皆様に還元していく所存です。この基本方針に基づき、第46期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金27円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は、376,973,271円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
　2024年１月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、本社を2024年４月に東京都千代田区から東京都中央区に移転する予定ですが、これに合わせて、現行定款第３条（本店の所在地）に定める本店の住所も、東京都千代田区から東京都中央区に変更するものであります。

当社では、中期経営計画においてお示ししましたとおり、首都圏市場への集中的な資源投下による体制強化を図っております。現在入居している本社オフィスが手狭となることが見込まれることにより、新しい陣容に見合う本社オフィスの検討を進め、社員のエンゲージメントの向上と、それに伴う業務効率と生産性の向上といった観点を総合的に考慮し、本社を東京都中央区へ移転するものであります。

なお、本提案の定款変更については、変更案の附則第１条（本店の所在地に関する経過措置）に記載の日から効力を生ずるものとします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
（新設）	附　則 （本店の所在地に関する経過措置）
（新設）	第１条　第３条（本店の所在地）の変更は2024年４月１日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

＜株主提案（第３号議案から第９号議案まで）＞

第３号議案から第９号議案までは、株主（１名）からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第３号議案　取締役１名解任の件

(1)議案の要領

取締役中井清和を解任する。

(2)提案の理由

当社は、過剰な運用資産や非コアの賃貸用不動産を抱えるにもかかわらず、2021年7月に自己株式を用いた新株予約権を証券会社に割り当て、1株当たりの希薄化リスクが株主から嫌われることで株価が急落した。その後、2022年1月に一度発行した新株予約権を同証券会社から取得・消却するが、株価の低迷は続き、2022年4月に移行した東京証券取引所の新市場区分プライム市場の上場基準の一つである流動株式時価総額基準に抵触する時期が2022年の秋口まで続いた。当社のこうした資本政策の失敗は、少数株主の利益を軽視している証左であり、その責任は財務戦略担当の取締役である中井清和会長が負うべきである。

加えて、2021年の新株予約権発行の割当先となった証券会社の投資銀行部門において同ファイナンスの責任者だった執行役員が、2022年に当社の「エグゼクティブアドバイザー」という任に就き、以降、当社の投資家向け広報（IR）の場に出席し、財務に関する専門的な質問に対して受け応えする立場となっている。同証券会社の元執行役員を当社に招聘したのは、中井会長であり、両名は旧知の間柄である。財務戦略担当の取締役であるのにもかかわらず、当社の株価急落とプライム市場の上場基準抵触のリスクをもたらした知人のアドバイザーを登用した中井会長と株主価値の向上を希求する少数株主の利益が相反することは明確である。

また、このような中井会長の人事・採用を許している当社の取締役会において、コーポレートガバナンスが機能していないことも露呈された。当社の取締役会としては、資本政策の失敗の責任を負うべき中井会

長に財務戦略担当を任せるのではなく、プロの最高財務責任者（CFO）招聘を経営陣に求めるべきである。当社はM&A（企業の合併・買収）の活用を検討しており、割高な対価支払いや自己株式を買収の対価に用いることで、一株当たりの当期純利益（EPS）や一株当たりキャッシュ・フローが低下し、新株予約権を発行した2021年のように、少数株主の利益が希薄化・毀損するリスクが再燃しているが、プロのCFOが不在のままでは、こうした少数株主の懸念を払しょくすることができない。

当社の現金循環化日数（CCC）は約1か月程度と短いが、当社はまるで投資会社のごとく、2023年7月末時点で、現預金47億円強、投資有価証券で62億円強と約110億円の流動性の高い運用資産を抱える。これは総資産の約8割、時価総額の約5割、月商の約16カ月分にも相当し、自己資本比率で89％という過剰資本の原因となっている。さらには、近隣オフィスビルのキャップレートを参照すれば20億円以上の価値がある、大阪に所有するビルのほぼ半層を賃貸運用しており、同ビルには当社の大株主である株式会社朝日新聞社の親密先企業も入居している。推計で10億円以上の含み益がある同自社ビルも過剰資本の一因であり、現預金、投資有価証券、保有ビルの価値の合計は当社の総資産に匹敵する。企業価値を利払い前・税引き前・減価償却前利益で割ったEV/EBITDA倍率など、同社の株価指標が同業他社に対して割安な状態にあるのは、こうした本業に資さない資産を過剰に保有していることが原因である。

当社は、当社の成長ストーリーに相応しい資金使途を模索する一方で、積み上がった運用資産を正当化する理由として、事業への波及効果が不明な直近のイスラエルとイスラム組織ハマスの軍事衝突に備えるための危機対応などを挙げており、中井会長がプライム上場企業の財務戦略担当取締役としての資質を欠いていると言わざるを得ない。

当社の過剰資本と過剰な運用資産は、事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率（ROE）をもたらしているため、財務戦略こそが当社の株主価値の向上に必要となるが、中井会長は週に1－2回しか出社していないとのことである。

創業者としての中井会長の功績は大きいが、プライム企業としての財務戦略にもとる方針を看過している。当社のコーポレートガバナンスの改善及び株主価値の向上という観点からも、中井会長を取締役から解任するべきである。

○第３号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、若手社会人や学生など、これからの時代を担う世代と、企業の価値あるマッチングを支援する転職・就職情報会社として、1976年の創業以来、若手社会人や学生の活躍をサポートすることを通して、企業の成長、ひいては日本経済の競争力強化に貢献してまいりました。当社会長の中井清和（以下、「中井会長」といいます。）は、当社の創業者として、経営を第一線でリードし、当社の企業価値向上に大きく貢献してまいりました。

当社は、新型コロナ禍以前までは「就職博の学情」と自他共に認識され、イベントに強みを持つ就職情報会社として発展してまいりました。「就職博」は、中井会長（当時は社長）が我が国で初めて開発した合同企業セミナーで、50～200社の会社が会場に集結し、数百名～数千名の学生が来場して様々な企業と対話を行い、就職先を探すという大きなイベントです。「就職博」関連の売上高は、2019年10月期で27億円（当時の売上高全体に占める割合は38.9％）と、当社の中核事業に成長していました。

しかし、2020年に新型コロナウイルス感染症の拡大が日本で発生し、緊急事態宣言が発令されると、企業の採用意欲は弱まり、さらに人と人の「社会的距離」が求められるようになり、当社の主力事業である「就職博」も開催できなくなりました。

そのような状況下において、中井会長（当時は社長）は経営の最高責任者として、「新しい学情」の構築に関する議論をリードし、経営陣全体で「新しい学情」の経営を推進する体制を構築しました。

まず、中井会長のリーダーシップの下で、新型コロナ禍によって同業他社が合同企業セミナーから撤退していく中においても、「就職博」を安全に実施する諸条件を整えて、約２か月の中断の後に再開し、学生が安心して就職活動を行える機会を守りました。その結果、「就職博」関連事業は、新型コロナ禍後も当社の売上高の約29％を安定的に稼ぎ出す主力事業となっています。

同時に、時代のデジタル化や転職市場の活性化、若年化に対応すべく中井大志社長（当時は副社長）をリーダーとして「Ｒｅ就活」、「あさがくナビ」といったWebメディア事業の拡大に着手するとともに、積極的に新事業、新サービスの

開発に取り組みました。これにより、Webメディア事業は当社の売上高の約41％を稼ぎ出す主力事業に成長し、20を超える新商品、新サービスを提供するに至りました。

さらに、管理担当取締役（当時は執行役員）を中心に基幹システムを導入し、営業プロセス、販売管理、財務経理、人事管理のDX化による生産性の向上に取り組みました。

このような取り組みの結果、当社は「就職博」といったリアル商品から「Ｒｅ就活」、「あさがくナビ」といった主力Webメディア商品や20以上の新商品を揃え、これらをワンストップで提案・提供するという、他社が追随できない多様なサービスを提供する体制を整え、2023年10月期には創業来最高益を達成しています。

また当社は、2021年の中期経営計画策定に際して組織の若返りを図り、執行スピードと経営体制の一層の強化等を推進することを目指して、中井大志（以下、「中井社長」といいます。）に経営を執行する代表取締役社長としての地位を承継し、中井清和が代表取締役会長として経営全般を俯瞰しつつ、中井社長のサポートを行っています。現在当社は中井会長から中井社長への最高経営責任者の引継ぎを円滑に進めている状況にあり、中井会長の創業者としての豊富な知見と経験は、新経営体制をより強固なものとし、さらなる企業価値の維持・向上を実現する体制を整えるために、当社にとって必要不可欠なものであります。

他方、本議案の提案理由には、以下のとおり、多数の事実誤認や事実と異なる内容が含まれております。

ⅰ）　本議案の提案理由では「大阪に所有するビルのほぼ半層を賃貸運用しており、同ビルには当社の大株主である株式会社朝日新聞社の親密先企業も入居している。推計で10億円以上の含み益がある同自社ビルも過剰資本の一因」とあります。

この点、大阪本社ビルは10階建ての自社所有ビルですが、賃貸をしているのは３フロアの全床と１フロアの一部に過ぎず、賃貸スペースは全体の約３割です。

大阪本社ビルは、大阪市北区梅田という好立地にあり、転職・就職に関する様々なイベントを開催する「セミナールーム」を擁しており、会場費や施設・備品の運搬費等の売上原価が掛からない高収益なイベントを開催しております。また、当社は2026年10月期に従業員500名体制とすべく急ピッチで業容を拡大中です。大阪本社ビルの当社利用スペースは、当社従業員がその能力を存分に発揮するための活動拠点としてフル稼働状態となっています。このように、大阪本社ビ

ルは当社の重要な営業資産であり、本業に資さない過剰資本であるとの本提案株主の批判はあたりません。

また、大株主である株式会社朝日新聞社の親密先企業が大阪本社ビルに入居しているという事実はございません。

ⅱ） 本議案の提案理由では2021年に行った当社の新株予約権によるファイナンスによる希薄化懸念が2022年秋口にかけての当社株価低迷の原因としています。

しかし、2021年７月に発行した第３回新株予約権は、株価への影響軽減や過度な希薄化の抑制等に配慮し、先述した「新しい学情」を構築するための戦略的投資を企図して発行したものです。また、市場環境の変化等により、2022年１月に第３回新株予約権の全てを取得消却しております。

ⅲ） 本議案の提案理由では、中井会長が当社の「エグゼクティブアドバイザー」を採用したのは、当社取締役会のコーポレートガバナンスが機能していないことを露呈したものと記載されています。

当社では、専門的な知見を持つ人物を「エグゼクティブアドバイザー」として雇用することがありますが、採用にあたっては、候補者の能力等を踏まえ、社内手続きに則って適切に決定しています。その採用によってコーポレートガバナンスが機能しなくなるとの本提案株主の批判はあたりません。

以上のとおり、当社取締役会といたしましては、中井会長は、当社の企業価値の維持・向上に必要な人材であり、解任の必要はないものと考えますので、本議案に反対いたします。

第４号議案　定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

(1)議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第24条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（取締役の報酬の開示） 第24条 取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。

(2)提案の理由

当社の財務戦略担当取締役である中井会長の推挙によって、旧知で、2021年の新株予約権発行の割当先となった証券会社の投資銀行部門において同ファイナンスの責任者だった執行役員が、2022年に当社の「エグゼクティブアドバイザー」という任に就いたという点で、当社にはコーポレートガバナンス上の問題が生じている。加えて、当社はM&A戦略を検討しており、割高な対価支払いや自己株式を買収の対価に用い、一株当たりのEPSや一株当たりキャッシュ・フローが低下することで、少数株主の利益が希薄化・毀損するリスクが台頭している。そもそも、2021年に自己株式を活用した新株予約権を証券会社に割り当て、1株当たりの希薄化リスクが株主から嫌われることで株価急落を招き、プライム市場の上場基準の一つである流動株式時価総額基準に抵触する時期が2022年の秋口まで続いた経緯があるだけに、同ファイナンスを決めた取締役会と少数株主の利益が相反している可能性が高い。

そもそも、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題を

どのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンス上の問題の原因を明らかにする役割を果たす。例えば、中井会長と中井会長の子息である中井大志社長の個別の報酬の比較、また、創業家一族である両者と他の業務執行取締役の個別の報酬の比較から、各取締役の個別の報酬が職責やパフォーマンスに応じたものになっているのか、各取締役の個別の報酬の決定手続が客観性・透明性のあるものとなっているかを判断することが可能となり、ひいては、当社のコーポレートガバナンス上の課題を評価できるようになる。

当社が2023年2月に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」によれば、「業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。」とのことであるが、その金額は明らかにされていない。特に、業務執行取締役の種類別の報酬額に関しては、「当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会は株主総会で決定した各報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。」と述べるのにとどまり、当社においては、経営陣の報酬がどのようなインセンティブとして機能させることを意図しているのかを公表資料から窺い知ることができない。

コーポレートガバナンス・コードは、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが（コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）補充原則4-2①〔16頁〕）、当社の取締役会が主体的に取締役の報酬制度を検討していることは窺われず、また、客観性・透明性ある手続によって取締役の個別の報酬が決定されていることも窺われない。

そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレートガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

○第４号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、2021年３月８日の取締役会において、「当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮して、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針」とするなど、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

また、当社は、2023年６月に、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の権能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しました。

当社の代表取締役を含む取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、取締役会で定めた決定方針に基づき、取締役会の決議に先立ち、指名・報酬諮問委員会への諮問を行い、その答申内容を踏まえたうえで取締役会において決定するという透明かつ客観的なプロセスを経ることとしております。

このように当社では、透明かつ客観的なプロセスを経て取締役の個人別の報酬を決定しており、法令に則り、役員区分ごとの報酬等の総額および支給人数について適正に開示しています。また、本提案株主が求めるような取締役の個人別報酬額の開示を義務付ける規定は、そもそも会社の根本規範である定款に規定するにはなじまないと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第５号議案　自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数107万8000株、取得価格の総額18億3000万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

前述のように、当社は、2023年7月末時点で、現預金約47億円強、投資有価証券で62億円強と約110億円の運用資産を抱える。これらは総資産の約8割、時価総額の約5割に相当し、自己資本比率で89％という過剰資本の原因となっている。大阪に所有するビルのほぼ半層を賃貸運用しており、当社の大株主である株式会社朝日新聞社の親密先企業も入居しているが、これも過剰資本の一因である。EV/EBITDA倍率など、同社の株価指標が同業他社に対して割安な状態にあるのは、こうした本業に資さない資産を過剰に保有していることが原因である。

「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）が提言・推奨するように、上場企業には、「目指すべきROE水準と資本コストへの認識を高める」（同13頁）ことが求められているが、当社の過剰資本は事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない、過小評価のROEをもたらしている。

当社の現預金、投資有価証券、保有ビルの価値の合計は当社の総資産に匹敵し、当社が提案した自己株式の取得価格の総額に対して、十分すぎる手元流動性を抱える。そもそも、成長に向けた人件費の増加は、期間収益から生まれるキャッシュフローで吸収できる。

2023年11月2日時点で、提案する取得株式数は過去1年間の売買高合計の5%。自己株式を取得できない四半期末から同決算発表日までの沈黙期間が年合計で6か月あるとしても、取得できる残り6か月の売買高合計の10％であり、市場が1年間で十分に吸収できる規模である。

○第５号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、配当性向40～50％の水準を維持すること、市場環境、業績動向などを勘案しつつ機動的に自己株式の取得を実施することを株主還元の基本方針としております。実際に過去５事業年度においても10億円を超える自己株式の取得を行っております。

当社は、2023年12月11日の取締役会の決議をもって新・中期経営計画を策定し、中期経営計画の上方修正と合わせて、新・中期経営計画期間である今後3年間（以下、「対象期間」といいます。）のキャピタルアロケーション（以下、「本キャピタルアロケーション」といいます。）を公表いたしました。
（後述＜ご参考＞をご参照ください。）

本キャピタルアロケーションでは、2023年10月期末の現預金・投資有価証券約116億円および2026年10月期までの営業キャッシュ・フロー累計約65億円の合計約181億円を対象期間中のキャピタルアロケーションの原資としています。

そして、2026年10月期までに事業拡大・事業開発投資として約71億円、基幹Web商品のアップグレード等の事業継続投資に約20億円、支払配当に約25億円（配当性向40％～50％）をそれぞれ充当する計画です。なお、事業拡大・事業開発投資の実施状況を踏まえて、機動的に自己株式を取得することを検討します。

一方で、危機的な状況が発生した際への備えとして、また、当社が急速に業容を拡大するステージにあることに伴う不確実性を考慮し、有事対応資金として約65億円を保有する方針です。有事対応資金の規模は、中期経営計画の2026年10月期売上高計画値の133億円を基に、当社がWebメディアを主力事業とする会社であることを勘案して、上場情報・通信業の手元流動性比率を参照して設定したもので、2026年10月期末の現預金・投資有価証券は2023年10月期末時点の約５割～６割に圧縮する予定です。

このように、当社は、持続的成長につながる事業拡大・事業開発投資および事業継続投資とそのための資金確保、株主の皆様への利益還元との最適なバランスが重要であると考え、本キャピタルアロケーションを策定いたしました。他方、本議案は、18億3,000万円という、2023年10月期の当期純利益（17億5,339万円）を超え、本キャピタルアロケーションの原資の１割を超える金額を１年間で流出

させることを意図する過大なものであって、当社の事業拡大・事業開発投資や事業継続投資の余地を著しく狭めるものというほかなく、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益につながらないものであります。

自己株式の取得は、株価動向、業績や財政状態、事業環境等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に判断し実施することが当社の中長期的な企業価値向上および株主共同の利益につながるものと考えています。今後も取締役会において、適時適切に判断し、必要な時には柔軟かつ機動的に実施してまいる所存です。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第６号議案　剰余金の処分の件

(1)議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア　配当財産の種類

金銭

イ　1株当たり配当額

金117円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金117円）

ウ　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2023年10月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ　剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ　配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

(2)提案の理由

当社は巨額の運用資産を抱えるうえに、大きな設備投資が必要ない事業モデルであり、少なくとも利益の100％以上を株主還元しなければ、過剰資本を解消できない。当社は、2021年12月に発表した中期経営計画において、配当性向を40－50％とする方針を掲げるが、ROEといった資本効率を表す指標を意識したキャピタル・アロケーションを詳らかにしていない。当社は新規事業を模索しているが、新規事業の資本コストに見合った新規のリターンを上げるという姿勢が疑問視されているうえ、前述のように、2021年の新株予約権発行の割当先となった証券会社の投資銀行部門において同ファイナンスの責任者だった執行役員が、2022年に当社の「エグゼクティブアドバイザー」という任に就いたこともあ

り、当社が将来的に少数株主の利益を損ねるような割高なM&Aや新規事業への投資に踏み切るリスクがある。

運用資産や株主資本がさらに膨張し、新規事業の資本コストを顧みないM&AやM&Aの対象に相応しくない資金調達手法を選ぶことなどによって株主価値が毀損するリスクを勘案するならば、抜本的な株主還元に踏み切ることこそが、株主保護に資する。よって、当社が予想する2023年10月期の1株当たり当期純利益に相当する117円の配当金を提案する。

有事の際に当社の雇用を守るべく、3年分の事業経費を確保するという当社の意図が、2023年7月末時点で総資産の約8割、時価総額の約5割に相当する運用資産を保有する背景にあるという。だが、若者の就職活動を支援する事業を営む当社が従業員に施すべきは、貯金ではなく人材投資であり、いざというときに従業員が転職しやすくなるようにプロフェッショナルとしての市場価値を高めるスキルアップ支援である。そもそも、当社の人件費は年10億円強であり、仮に今後社員を急増させたとしても、3年分の人件費は約110億円ある運用資産額にははるかに及ばない。

当社は、直近のイスラエルとイスラム組織ハマスの軍事衝突をも流動性確保の理由の一つとして説明しているが、当社の主力は国内事業であり、中東地域に事業や顧客を抱えているわけではない。

○第６号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、第５号議案「自己株式の取得の件」への反対意見でも述べたとおり、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、配当性向40～50％の水準を維持すること、市場環境、業績動向などを勘案しつつ機動的に自己株式の取得を実施することを株主還元の基本方針としております。

2023年10月期については、当初１株当たり年間配当予想を48.00円としておりましたが、当社は、同期の決算を踏まえて、期末配当を27.00円とし、1株当たり年間配当額を51.00円（配当性向40.6％）とする議案を本株主総会に上程することを決定いたしました（2023年12月11日付当社プレスリリース「剰余金の配当に

関するお知らせ」ご参照）。

また、2023年12月11日に公表した本キャピタルアロケーションにおいても、対象期間の配当性向として、40%～50%を維持する方針を示しております。

当社としては、持続的成長につながる事業拡大・事業開発投資および事業継続投資とそのための資金確保、株主の皆様への利益還元との最適なバランスが重要と考え、本キャピタルアロケーションを策定いたしました。他方、本議案は、本キャピタルアロケーションの原資の１割弱に相当する約16億円（本議案に記載の1株当たり配当額117円に2023年10月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出したもの。）もの過大な配当を実施することを求めるものであり、当社の事業拡大・事業開発投資や事業継続投資の余地を著しく狭めるものというほかなく、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益につながらないものであります。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第７号議案　定款一部変更（資本コストの開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	第7章　株主資本コストの開示 （株主資本コストの開示） 第34条　当会社は、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当会社が把握する株主資本コストを、 その算定根拠とともに開示するものとする。

(2) 提案の理由

前述のように、当社は、多額の流動性の高い資産を抱えるにもかかわらず、2021年に自己株式を活用した新株予約権を証券会社に割り当て、1株当たりの希薄化リスクが株主から嫌われて株価が急落し、プライム市場の上場基準の一つである流動株式時価総額基準に抵触する時期が2022年の秋口まで続いた経緯がある。同新株予約権発行の割当先となった証券会社の投資銀行部門において同ファイナンスの責任者だった執行役員が、2022年に当社の「エグゼクティブアドバイザー」という任に就いたこともあり、当社は将来的にM&Aなどを活用する可能性があるが、新株予約権の発行のように少数株主に配慮しないままM&Aや大型投資に踏み切る場合、資本効率が悪化し、1株当たり利益が希薄化するリスクが台頭する可能性が高い。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードでは、「原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定められている。

東京証券取引所の新市場区分プライム市場を選択した当社においても、「収益か・資本効率等に関する目標」として、株主資本コストを「提示」し、「その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべき」である。

○第７号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

②反対の理由

当社では、資本コストの重要性を認識し、資本コストを把握したうえで新・中期経営計画を策定しており、このような考え方は業務執行における重要な判断においても活用しております。

従来から、当社は、株主との対話において、資本コストに関する当社の認識についてお答えしていましたが、その計算の基礎となる数値の採用においては、多様な考え方があり、一義的に定まるものではないと認識しております。

そもそも、本議案の提案理由で挙げられているコーポレートガバナンス・コード原則５－２は「自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発費・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」とするも

のであり、資本コストの数値やその算定根拠の開示を求めるものではありません。

また、東京証券取引所が2023年３月31日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」においても、「資本コストの数値自体の開示は必ずしも求められません」と明示的に記載されており、コーポレートガバナンス・コードや東京証券取引所の考え方として、資本コストの数値自体の開示が求められていないことは明白です。

以上に加え、本提案株主が求めるような資本コストの開示を義務付ける規定は、そもそも会社の根本規範である定款に規定するにはなじまないと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第８号議案　定款一部変更（自己株式の消却）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第16条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（自己株式の消却） 第16条　当会社は、会社法第309条第1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

(2) 提案の理由

当社は、2023年7月末時点で、発行済株式総数の10%に相当する自己株式を保有するが、前述のように、2021年に自己株式を活用した新株予約権を発行して株価下落を招き、株主価値を毀損した。今後は、M&Aで自己株式を活用する可能性があり、過剰資本にある当社としては、仮に当社よりもバリュエーションが低い対象企業が見つかったとしても、自己株式ではなく有利子負債を活用する方が最適な資本構成に近づく。

当社の財務戦略担当取締役である中井会長の推挙によって、2021年の新株予約権発行の割当先となった証券会社の投資銀行部門において同ファイナンスの責任者だった執行役員が、2022年に当社の「エグゼクティブアドバイザー」という任に就いただけに、将来的に当社株式の希薄化リスクが現実味を帯びる可能性を株主が懸念するのは当然であり、自己株式の消却は、当社の株主価値の向上につながる。よって、株主自身が自己株式消却に関する意思決定を行うべく、自己株式消却を株主総会の

決議により実施できるようにするための定款変更を提案する。 過剰資本を抱える当社にとって、将来的に報酬として自己株式を活用する場合は、その都度に自社株を取得して用いた方が、株主価値を毀損するリスクを最小化するという意味において合理的である。

○第８号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

②反対の理由

当社が保有する自己株式については、株式報酬として交付される当社株式やM&Aの対価として活用すること等を想定しております。

当社では、人的資本強化の取り組みの一環として、役員が株主目線で経営を遂行すること、従業員の経営参画意識・企業価値向上へのコミットをさらに高めることを目的に、2017年12月８日に、取締役向けの譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その後、2022年12月12日に、従業員向けの譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

このような自己株式の取得、保有、活用および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本政策、成長投資および外部環境等を総合的に勘案しつつ、取締役会において柔軟かつ機動的に経営判断することが必要不可欠であると考えています。そのため、自己株式の消却については、定款に規定して経営の柔軟性を失わせるべきではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが適切であると考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第９号議案　自己株式の消却の件

(1) 議案の要領

第８号議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」が承認可決されることを条件として、当社が保有する自己株式の全てを消却する。

(2) 提案の理由

第８号議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」に記載の理由から、当社が保有する自己株式の全ての消却を提案するものである。自己株式を活用した新株予約権を発行して株主価値を毀損した苦い経験を持つ当社にとって、自己株式消却は当社の株主価値の向上に貢献する。

○第９号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

②反対の理由

第８号議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」への反対意見でも述べたように、当社としては、自己株式を株式報酬として交付される当社株式やM&Aの対価として活用することを想定しております。また、自己株式の取得、保有、活用および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本政策、成長投資および外部環境等を総合的に勘案しつつ、柔軟かつ機動的に実施されるべきものと考えております。

当社は、自己株式の消却についても、かかる中長期的な資本政策に関する方針に照らしてその実施を適時適切に判断し、必要と判断した時には、会社法の定めに従い、取締役会で決議することにより柔軟かつ機動的に実施してまいる所存です。

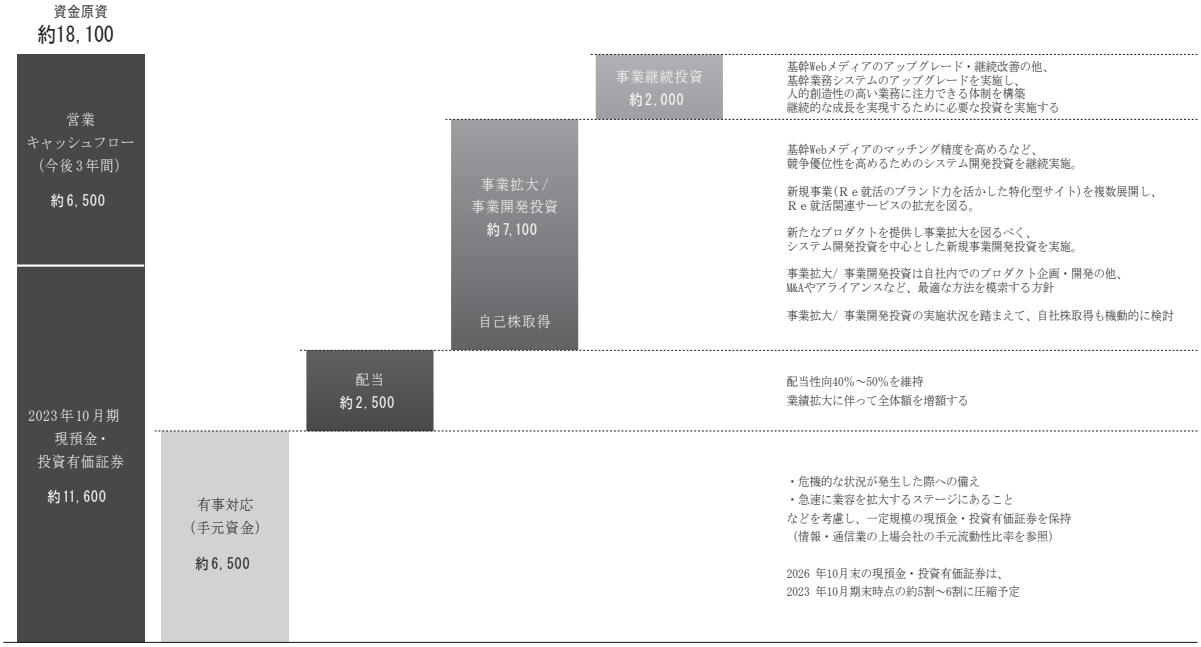
また当社では、人的資本強化の取り組みの一環として、役員が株主目線で経営を遂行すること、従業員の経営参画意識・企業価値向上へのコミットをさらに高めることを目的に、役員、従業員向けの株式報酬制度を導入しております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以　上

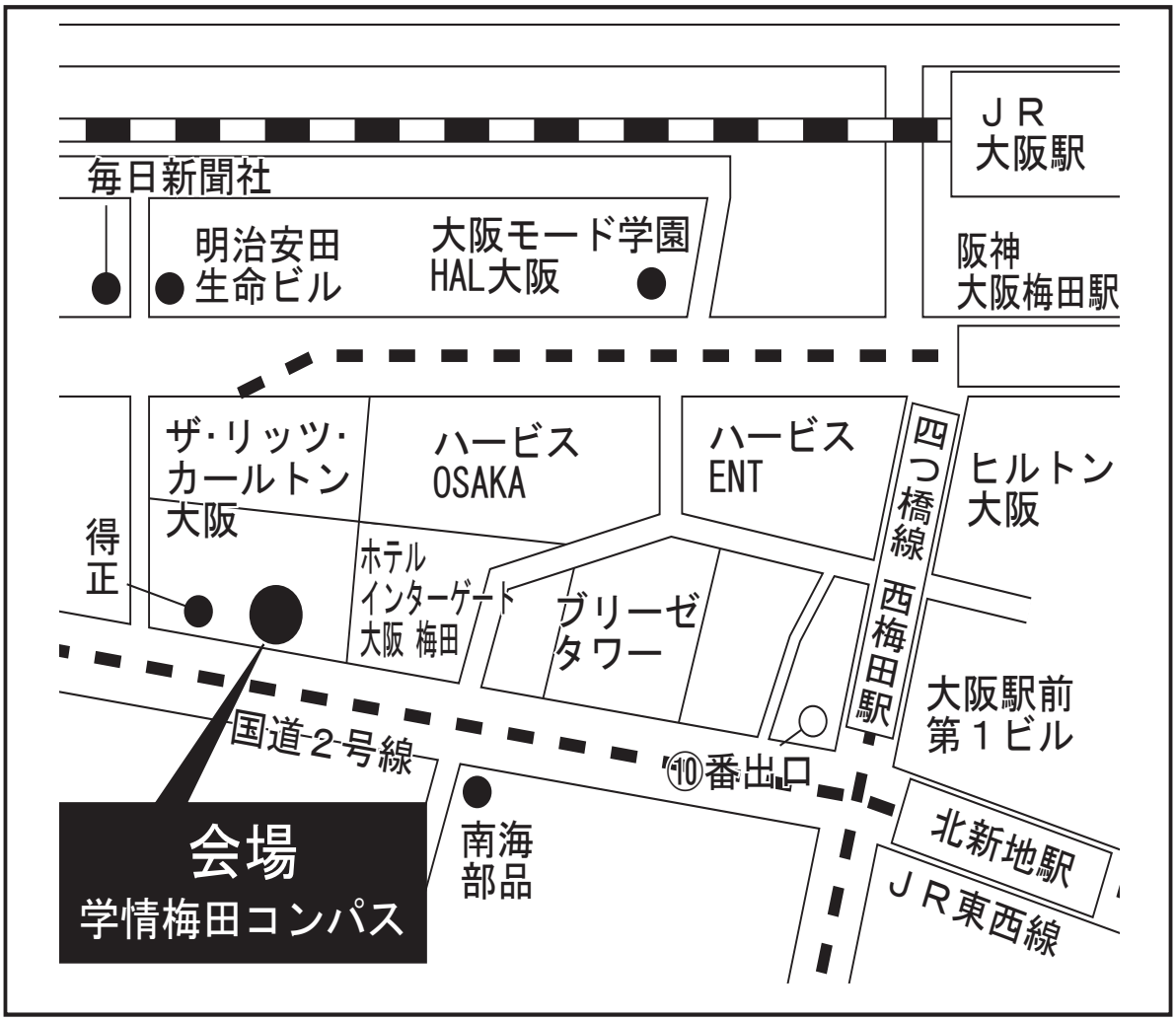
成長投資を強化するとともに利益還元を充実させて両者のバランスを重視する

■キャピタルアロケーションのイメージ（単位：百万円）



株主総会会場のご案内

会場　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
学情梅田コンパス10階　コンパスホール
ＴＥＬ．（06）6346－6830



［交通］
地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より徒歩約４分
ＪＲ「大阪」駅より徒歩約７分
阪神「大阪梅田」駅より徒歩約７分
ＪＲ東西線「北新地」駅より徒歩約５分

・株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。